

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人紫峯會(以下「本会」という。)の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員等とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員等とは、役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員等のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

(3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

(6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等及び評議員は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員等及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2、常勤役員等には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3、役員等及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成30年7月1日から施行する。